

コロナ禍で、仕事で困っている あなたへ

あなたももらえる可能性のある雇用関係の給付金を
チェックしましょう

休業手当
がもらえ
なかった



休業
支援金



仕事を
やめて
職探し中



雇用
保険

(求職者給付)



雇用保険
が対象外
だった



求職者
支援制度

(職業訓練受講給付金)



裏面のチャートで、あなたが使える支援策をチェック！

これらの雇用関係の給付金以外にも、
緊急小口資金等の特例貸付、住居確
保給付金、生活保護制度があります。
こちらをご覧ください



(緊急小口資金等の
特例貸付、住居確保
給付金)



(生活保護制度)



チェックシート

該当するか見てみましょう！

コロナ禍で会社が休業したり、シフトを減らされたが、会社から休業手当が出ない

はい

仕事を探している

はい

勤め先をやめた

勤め先は中小企業である

はい

いいえ

はい
(離職した)

いいえ
(在職中)

シフト制や日々雇用で常態的に働いていた

やめる前に1年(※)以上、週20時間以上働いていた
※解雇等の場合は6か月以上

はい

いいえ

R2.10.1～R3.4.1の間に休業した

はい

R2.4.1～R2.6.30またはR3.1.8以降に休業した

はい

休業支援金

新型コロナウイルスの影響により休業させられたにもかかわらず、会社から休業手当を受けない、給与の**最大8割**が給付されます。

※対象期間等が該当しない方は、例外もありますので厚労省HPを御覧ください。

雇用保険 (求職者給付)

雇用保険に入っていた方が離職し、再就職に向けて活動する場合に、給与の**最大8割**が給付されます。

※職業訓練を受けながら受給することができません。訓練受講中は雇用保険の支給が延長されます。

雇用保険の給付日数が終了した

求職者 支援制度

(職業訓練受講給付金)
雇用保険を受けない方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受けながら、**無料**の職業訓練を受講する制度です。

※働いていても、収入が一定額以下であれば利用できます。